最終更新日:2016年11月25日
株式会社ストライク
代表取締役社長 荒井　邦彦
問合せ先:管理部　03-6865-7766
証券コード:6196
http://www.strike.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人を創り、人に尽くす」の企業理念の下、当社を取り巻くステークホルダーの利益を守り、ステークホルダーの期待に応えていくため、経営の健全性、効率性、透明性の視点からコーポレート・ガバナンスの強化に努め、さらなる改善を図り、持続的な企業成長を目指すことを基本方針としております。

その実現のため、社内規程を整備し、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することを徹底し、リスク管理体制を強化するとともに、内部統制システムの改善を図り、有効な情報開示体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社K&Company	900,000	30.28
荒井　邦彦	897,500	30.20
鈴木　伸雄	141,500	4.76
石塚　辰八	136,500	4.59
三井住友信託銀行株式会社	134,000	4.51
大同生命保険株式会社	83,000	2.79
渋谷　大	38,000	1.28
西武信用金庫	37,500	1.26
多摩信用金庫	37,500	1.26
山梨中銀経営コンサルティング株式会社	37,500	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	荒井　邦彦
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成28年8月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である荒井邦彦は、当社の議決権の過半数を実質的に所有する株主であります。当社と支配株主との取引につきましては、一般株主等の利益を害するおそれのある取引は原則として行わない方針としております。一方で、当社の利益となり、かつ一般株主等の利益を害するおそれのない取引については、取締役会で取引の必要性、取引条件等の慎重な検討を行い、監査役の意見も聴取した上で当該取引を承認することとし、加えて事後的に取引結果を取締役会に報告することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田代　正明	他の会社の出身者											
神谷　和彦	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田代　正明	○	―	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な立場で、当社の経営全般に助言・提言を行っていただくために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
神谷　和彦	○	―――	公認会計士としての豊富な経験と専門性を有し、また上場会社の社外役員としての職務経験をもとに、客観的かつ中立的な立場で、当社の経営全般に助言・提言を行っていただくために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、

			一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、監査役は、会計監査人と監査計画、監査結果等についての報告受領や定期的な情報交換を行い、有効的かつ効率的な監査の実施に努めております。
また、内部監査につきましては、社長直轄組織である内部監査室が内部監査業務を実施しております。内部監査室は、年間の内部監査計画に則り全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に都度報告するとともに、内部監査の状況や検出された問題点を監査役にも報告しており、監査役との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
荒木　二郎	他の会社の出身者										△			
寿藤　聡	公認会計士													
黒松　百亜	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		社外監査役の荒木氏は、平成18年まで当社の株主名簿管理委託先及び業務提携先である住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）の代表取締役	企業経営や企業統治に関する豊富な経験を当社の監査体制に活かしてもらうために選任して

荒木　二郎	○	でありました。当社は、三井住友信託銀行株式会社との間で、株主名簿管理手数料及び案件紹介料の支払取引等がありますが、取引の性質及び規模等に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断しております。	おります。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
寿藤　聡	○	―	公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしてもらうために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
黒松　百亜	○	―	弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしてもらうために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

単年度の業績向上に対するインセンティブとして、業績を反映した役員賞与を支給する方針としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役、従業員に対して、業績向上等に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、業績、役位、貢献度等を勘案し、株主総会で決議された総枠の範囲内において、取締役会で決定しております。監査役の報酬につきましては、監査業務等を踏まえ、株主総会で決議された総枠の範囲内において、監査役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、管理部長及び内部監査室が必要な報告・連絡を行っております。また、管理部より必要に応じて、電子メールや電話を利用し、迅速に情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1.取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令・定款に定められた事項、取締役会規程に従い、当社の業務執行を決定し、取締役の職務遂行を監督しております。社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

なお、業務執行は、執行役員5名を選任し、一部の権限を委譲した組織運営を行っておりますが、執行役員の業務執行については取締役会で監督を行っております。

2.監査役会・監査役

監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監督し、取締役の職務執行を含む日常の業務活動を監査しております。社外監査役は、経営経験者や公認会計士、税理士、弁護士であり、それぞれの経験を生かした視点で監査しております。

監査役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討、監査役相互の情報共有等を行っております。

3.経営会議

毎週1回、常勤取締役、執行役員、常勤監査役から構成される経営会議を開催し、業務執行の状況報告、案件の進捗状況や受託状況について検討、日常的に発生する問題事項の討議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

4.コンプライアンス推進員会

当社は、社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進していくためにコンプライアンス推進委員会を設置しております。社長が委員長となり、必要に応じて開催する方針としており、当該委員会が中心となり社内でのコンプライアンス指導を図っております。

5.内部監査室

当社は、社長直轄組織である内部監査室を設け、専任者1名及び兼任者1名が業務を行っております。法令及び社内規程への遵守、不正防止、業務の効率化・社内管理の有効化等の視点で業務監査等を実施しており、重要な問題が検出された場合には社長及び監査役会に報告するとともに、その改善対応についても確認を行っております。

6.会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。同監査法人および当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

7.責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、社外取締役2名及び監査役3名との間で当該責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、経営の機動性、透明性、客観性及び健全性の保持・向上を目的にコーポレート・ガバナンス強化を重要な経営課題であると認識し、取締役を少人数（5名）とする一方で、適正な業務執行及び監査対応に資する体制の構築を図るために、社外取締役2名と社外監査役3名とする現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の正確性にも配慮しながら、可能な限り早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度末が8月末のため、集中日の問題は生じないものと判断しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページで「情報開示基本方針」として公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会及びセミナーを開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期決算発表後の年2回、アナリスト及び機関投資家に向けての説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、会社説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、積極的な情報開示、公表を行っていく方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では下記のとおり内部統制システムに関する基本方針を定め、当該方針に従い内部統制の整備・運用をしております。

1取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

2取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・文書管理規程、営業秘密等管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
・個人情報保護規程、情報システム管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

3損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

4取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

5当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社に関係会社は存在しないものの、新たに関係会社が生じた場合には、遅滞なく関係会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。

6監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
・監査人の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役に移譲されるものとする。

7取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。

8監査役の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
・監査役は、毎年、監査役の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合など拒否事由がある場合を除き、これに応じる。

9その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役は、監査役の監査環境の整備、向上に協力する。
・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等）を断固たる姿勢で排除していくため、反社会的勢力に対する基本方針を下記のとおり定め、これを遵守しております。
・当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力との取引・契約は行いません。
・当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
・当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
・当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行い、かつ、対応する役職員の安全確保に努めます。
・当社は、いかなる理由があっても反社会的勢力への利益供与や裏取引は絶対に行いません。

また、上記の基本方針に基づき、具体的な対応指針を制定し、対応指針に基づき反社会的勢力との取引を排除するための体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】

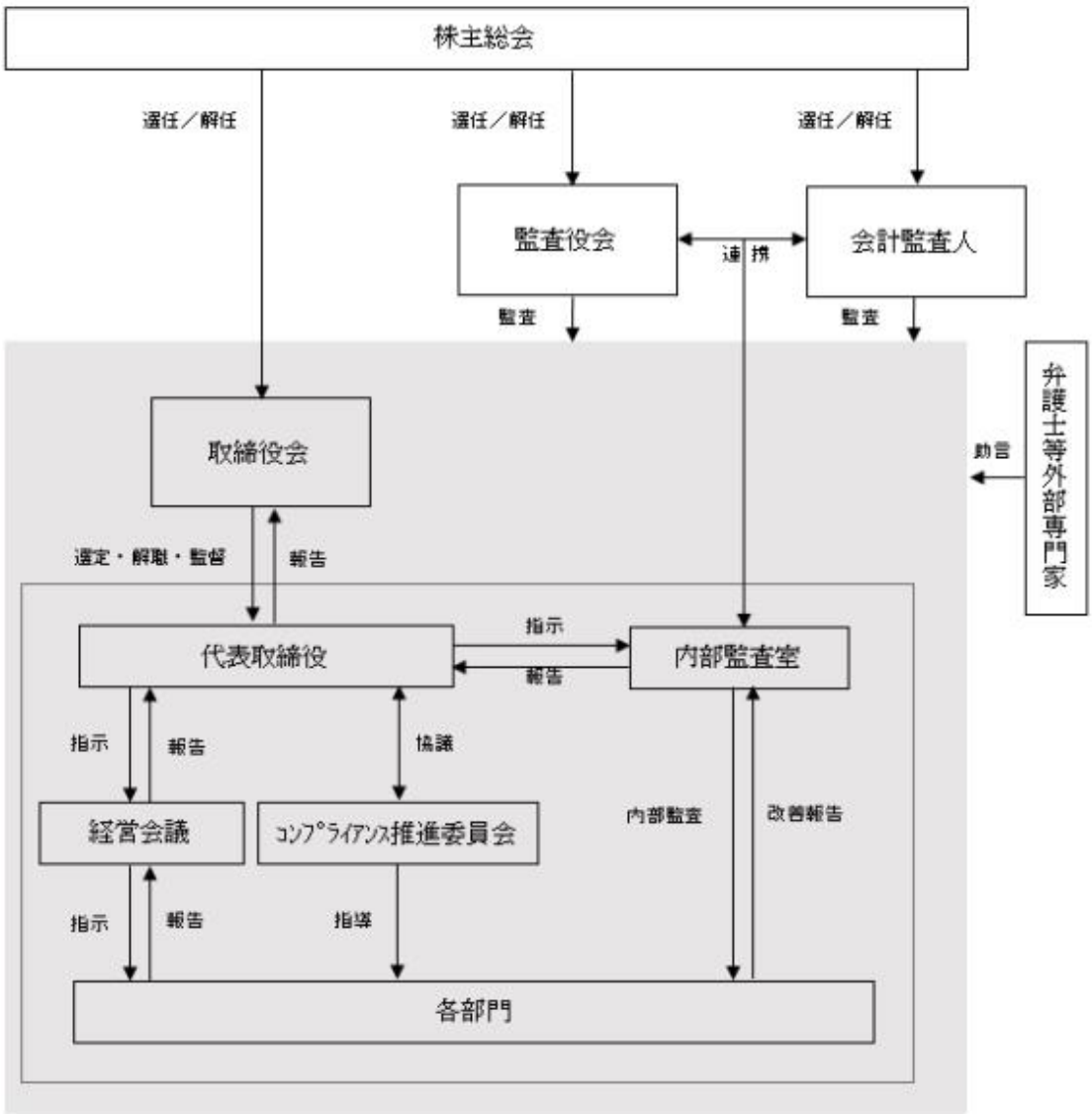

【適時開示体制の概要】

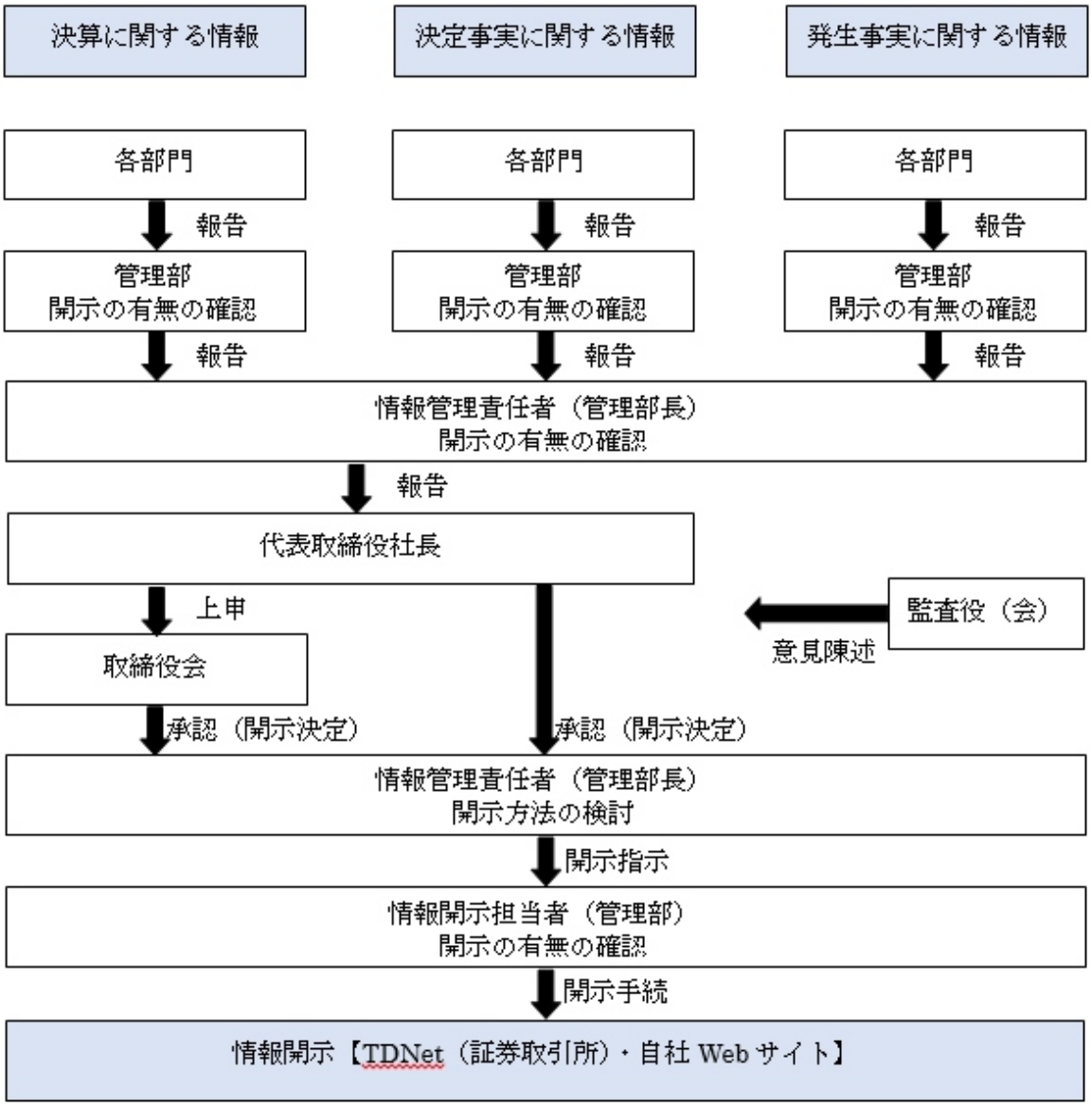
決算に関する情報
決定事実に関する情報
発生事実に関する情報
各部門
各部門
各部門
報告
報告
報告
管理部
開示の有無の確認
管理部
開示の有無の確認
管理部
開示の有無の確認
報告
報告
報告
情報管理責任者（管理部長）
開示の有無の確認
報告
代表取締役社長
上申
監査役（会）
意見陳述
取締役会
承認（開示決定）
承認（開示決定）
情報管理責任者（管理部長）
開示方法の検討
開示指示
情報開示担当者（管理部）
開示の有無の確認
開示手続
情報開示【TDNet（証券取引所）・自社 Web サイト】